

名古屋芸術大学大学院学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 名古屋芸術大学大学院（以下「本大学院」という）は、芸術の理論及び応用並びに人間発達の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 各研究科・専攻の目的は、別表第0のとおりとする。

(自己評価等)

第2条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、常に自ら点検・評価を行う。

2 前項の自己点検・自己評価については、名古屋芸術大学（以下「本学」という）の自己点検・自己評価に関する諸規程を準用する。

(研究科)

第3条 本大学院に美術研究科、デザイン研究科、音楽研究科及び人間発達学研究科を置く。

(課 程)

第4条 研究科の課程は、修士課程とする。

(専攻及び収容定員)

第5条 研究科の専攻及び学生定員は、次のとおりとする。

研 究 科	専 攻	学 生 定 員	
		入学定員	収容定員
美 術 研 究 科	美 術 専 攻	10	20
デ ザ イ ン 研 究 科	デ ザ イ ン 専 攻	10	20
音 楽 研 究 科	声 楽 専 攻	5	10
	器 楽 専 攻	6	12
	音 楽 学 専 攻	8	16
人 間 発 達 学 研 究 科	子 ども 発 達 学 専 攻	10	20

(研究科長)

第6条 各研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、その研究科に関する校務をつかさどり、研究科を統轄する。

(大学院委員会及び研究科委員会)

第7条 本学大学院に大学院委員会及び研究科委員会を置く。

(大学院委員会)

第8条 大学院委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 研究科長
- (4) 各研究科の教授又は准教授2人
- (5) 図書館長
- (6) 経営本部業務部長
- (7) 経営本部広報部長
- (8) 経営本部学務部長
- (9) 経営本部地域・社会連携部長

2 大学院委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 大学院学則その他大学院全体に係る重要な規則の制定及び改廃に関する事項
- (2) 研究科又は専攻の設置及び廃止に関する事項
- (3) 大学院の予算に関する事項
- (4) 大学院の自己点検・自己評価に関する事項
- (5) 各研究科間の連絡調整に関する事項
- (6) その他学長が必要と認めた事項
- (7) その他名古屋自由学院理事会承認を必要とする事項

3 第1項から前項までに規定するもののほか、大学院委員会に関する事項は、別に定める。

(研究科委員会)

第8条の2 各研究科に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、当該研究科の次の教員をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 研究科の授業を担当する専任の教授、准教授及び講師

3 研究科委員会は、当該研究科に係る教育、研究上の重要事項を審議する。

4 第1項から前項までに規定するもののほか、研究科委員会に関する事項は、別に定める。

(納付金)

第9条 本学への入学を許可された者は、別に定める入学金並びに授業料、教育充実費及び施設設備費を納入しなければならない。

2 本学に在籍する者は、授業料、教育充実費及び施設設備費を納入しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、学校法人名古屋自由学院が設置する本学大学院、学部、留学生別科、短期大学部、名古屋自由学院短期大学又は名古屋芸術大学保育専門学校（以下「関連大学等」という。）のいずれかに在籍したことのある者が本学に入学する場合にあっては、その者に対して入学金の納入を全額免除する。ただし、科目等履修生、研究生又は研修生又はディプロマ受講生等（以下、非正課生という。）として在籍した者は除く。

第2章 学年、学期、休業日、修業年限等

(学年、学期、休業日)

第10条 学年、学期、休業日については、本学学則第6条より第8条までの規定を準用する。

(修業年限)

第11条 研究科の標準修業年限は、2年とする。

(在学年限)

第12条 学生は、研究科に4年を超えて在学することができない。

2 前項の期間には、休学の期間を算入しない。

第3章 入学、休学、退学等

(入学の時期)

第13条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第14条 本大学院の入学資格者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第104条第7項の規定により独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、その後に入学させる本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (10) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者であって、22歳に達した者

(入学の志願手続)

第14条の2 本学大学院に入学を志願する者は、定められた期日までに所定の書類を当該研究科長に提出し、検定料を納付しなければならない。

(選考)

第15条 入学志願者に対して、入学試験を行う。

2 入学試験に関する必要な事項は、別に定める。

(入学許可)

第16条 入学許可は、当該研究科の意見を聴いて、学長が行う。

(入学の手続)

第16条の2 本大学院生として入学しようとする者は、第9条第1項及び第3項で定める納付金を所定の期日までに納付し、誓約書及び住民票記載事項証明書を当該研究科長に提出しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続きを経た者に対し、入学を許可する。

(再入学)

第17条 学長は、本大学院を退学した者、又は第22条第1号又は第3号の規定により除籍された者で再入学を志願する者がある場合、選考のうえ、研究科委員会の議を経て入学を許可することができる。

2 再入学の時期は期の始めとし、再入学前の在学年数は再入学後の在学年数に加算するものとする。

(転入学)

第18条 学長は、他の大学院から転入学を志願する者がある場合、選考のうえ、研究科委員会の議を経て入学を許可することができる。

(休学)

第19条 疾病その他やむを得ない事由（以下「休学事由」という。）により休学しようとする学生は、学長に対し、休学願を提出しなければならない。

2 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、学長は、特別の理由によりやむを得ないと認めるときは、学生の願により、休学の期間（以下「休学期間」という）を更に1年延長することを認めることができる。

3 休学期間は、通算して2年を超えることはできない。

4 休学期間中の納付金の納入について、本学学則第43条を準用する。

(復学)

第20条 学生は、休学期間の満了又は休学事由の消滅により復学しようとするときは、学長に対して復学願を提出し、その許可を得なければならない。

(退学)

第21条 学生は、やむを得ない事由により退学しようとするときは、学長に対し、退学願を提出しなければならない。

(除籍)

第22条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者を除籍することができる。

(1) 学納金の納入を怠り、督促しても納入しない者

(2) 在学年限を超えた者

(3) 休学期間満了後も就学することのできない者

第4章 授業

(授業科目及び単位数)

第23条 研究科が開設する授業科目及び単位数は、別表第Ⅱのとおりとする。

(単位修得の認定)

第24条 学長は、授業科目を履修した学生に対して、認定のうえ単位を与える。

2 単位の認定は、試験によるものとし、その方法は別に定める。

(他の大学院及び本学学部授業科目の履修と単位認定)

第25条 本大学院が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院及び本学学部の授業科目を履修することを認める。

2 他の大学院で履修した授業科目について修得した単位は、10単位を超えない範囲で、本大学院における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。

3 本学学部の授業科目を履修して認定された単位は、4単位を超えない範囲で本大学院における授業科目を履修して修得した単位とみなすことができる。

(入学前に他の大学院において修得した単位認定)

第26条 本大学院が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に、他の大学院の授業科目を履修して修得した単位を、10単位を超えない範囲で、本大学院に入学した後に本大学院の授業科目を履修したものとみなすことができる。

(研究指導)

第27条 学生は、履修する授業科目の選択及び修士論文又は修士作品若しくは修士演奏（以下「修士論文等という）について、担当教員による指導（以下「研究指導」という）を受けなければならない。

2 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生は、他の大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けることができる。但し当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

第5章 課程の修了及び学位

(課程の修了)

第 28 条 学長は、学生が本大学院に 2 年以上在学し、別に定めるところにより 30 単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文等についての研究成果の審査及び最終試験に合格したときは、本大学院の課程の修了を認定する。

2 前項の審査及び最終試験については、別に定める。

3 修業年限は、特に優れた業績が認められる学生については、第 11 条の規定にかかわらず、本大学院に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

第 29 条 学長は、美術研究科、デザイン研究科及び音楽研究科の課程を修了した者には、修士（芸術）の学位を授与する。また、人間発達学研究科の課程を修了した者には、修士（教育学）の学位を授与する。

第 6 章 委託生、科目等履修生及び外国人留学生

(委託生)

第 30 条 学長は、国、地方公共団体又は他の研究機関や民間企業等から、その職員の本大学院における研修を委託されたときは、本大学院における授業及び研究に支障のない限り、選考のうえ、委託生として入学を許可することができる。

2 委託生に関する事項は、別に定める。

第 31 条 (削除)

(科目等履修生)

第 32 条 学長は、本大学院において特定の授業科目の履修を志望する者があるときは、本大学院における授業及び研究に支障のない限り、選考のうえ、科目等履修生として履修を許可することができる。

2 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第 33 条 学長は、外国人（日本で永住権を有する者を除く）であって、本大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院入学を志望する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

第 7 章 教員免許状

(教育職員免許状)

第 34 条 本大学院美術研究科、デザイン研究科、音楽研究科又は人間発達学研究科における授業科目より、教育職員免許法（以下「免許法」という。）及び教育職員免許法施行規則（以下「免許法施行規則」という。）に定める必要単位数を修得した者が受けることのできる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

研 究 科	専 攻	免許状の種類	免許教科
美 術 研 究 科	美 術 専 攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	美 術 美術・工芸
デ ザ イ ン 研 究 科	デ ザ イ ン 専 攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	美 術 美術・工芸
音 楽 研 究 科	声 楽 専 攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	音 楽 音 楽
	器 楽 専 攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	音 楽 音 楽
	音 楽 学 専 攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	音 楽 音 楽
人間発達学研究科	子ども発達学専攻	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状	— —

2 幼稚園教諭専修免許状、小学校教諭専修免許状、中学校教諭専修免許状又は高等学校教諭専修免許状を取得できる者は、それぞれ幼稚園教諭 1 種免許状、小学校教諭 1 種免許状、中学校教諭 1 種免許状又は高等学校教諭 1 種免許状授与の所要資格を有する者に限る。

3 各専攻の学生が免許法に定める免許状の授与に係る所要資格を得るために修得しなければならない単位は、次の各号に掲げる免許法施行規則に定める科目の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- | | | |
|------------|-----------------------|----------|
| (1) 美術専攻 | 免許教科「美術」の大学が独自に設定する科目 | 別表第Ⅲ-1-1 |
| (2) 美術専攻 | 免許教科「工芸」の大学が独自に設定する科目 | 別表第Ⅲ-1-2 |
| (3) デザイン専攻 | 免許教科「美術」の大学が独自に設定する科目 | 別表第Ⅲ-2-1 |
| (4) デザイン専攻 | 免許教科「工芸」の大学が独自に設定する科目 | 別表第Ⅲ-2-2 |
| (5) 声楽専攻 | 免許教科「音楽」の大学が独自に設定する科目 | 別表第Ⅲ-3-1 |
| (6) 器楽専攻 | 免許教科「音楽」の大学が独自に設定する科目 | 別表第Ⅲ-3-2 |
| (7) 音楽学専攻 | 免許教科「音楽」の大学が独自に設定する科目 | 別表第Ⅲ-3-3 |

- | | | |
|--------------|----------------------|----------|
| (8) 子ども発達学専攻 | 「幼稚園教諭」の大学が独自に設定する科目 | 別表第Ⅲ-4-1 |
| (9) 子ども発達学専攻 | 「小学校教諭」の大学が独自に設定する科目 | 別表第Ⅲ-4-2 |

第8章 賞 罰

(表 彰)

第35条 学長は、学生として表彰に価する行為があるときは、研究科委員会の議を経て、これを表彰することができる。

(懲 戒)

第36条 学長は、教育上必要があると認めたときは、研究科委員会の議を経て学生を懲戒することができる。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

第9章 補 則

(補 則)

第37条 この学則施行に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長が定める。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

(以降、平成9年4月1日から令和5年4月1日までの附則は、省略)

附 則 (納付金改定に伴う改正等)

- 1 この改正学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度以前の入学者については、従前の学則を適用する。

別表 第0 各研究科・専攻の目的 (第1条第2項関係)

研 究 科	目 的
音 楽 研 究 科	学士課程における音楽芸術の基礎教育からさらに高度な専門的探求を目指し、音楽 芸術の創造発展に寄与する専門家を育成する。
美 術 研 究 科	学部教育で修得した技能と芸術理念にもとづき、創作に関する、より専門的・体系的研究を行い、高度の作品（論文を含む）に結晶させることを目指すことで、次代 を担う美術研究者を育成する。
デザイン研究科	学士課程でのデザイン教育を踏まえ、より高い専門的機能に携わるための知識と技能の習得を目指し、『多様なフィールドで次代をリードできる人材』を育成する。
人間発達学研究科	幼児・初等教育及び発達支援の分野に関わる総合的・学際的な教育研究を通して地域社会に貢献できる高度な専門的職業人を育成する。

別表 第Ⅱ 授業科目及び単位数（第23条関係）
（美術研究科 美術専攻）

領 域	授 業 科 目	履修 年次	単 位 数		最低修得単位数
			必修	選択	
研 究 領 域	絵画研究 日本画 制作研究	1		10	1 科目 10 単位 選択必修
	絵画研究 洋画 制作研究	1		10	
	造形研究 工芸 制作研究	1		10	
	同時代表現研究	1		10	
	美術文化研究 芸術学・美術史研究	1		10	
	自主テーマによる研究及び修了研究	2	10		10 単位必修
関 連 領 域	絵画技法演習 1	1・2		2	2 科目 4 単位以上 選択必修
	絵画技法演習 2	1・2		2	
	映像表現演習	1・2		2	
	スペースデザイン演習	1・2		2	
	クラフトデザイン演習	1・2		2	
	地域プロジェクト演習	1・2		2	
	意匠計画演習	1・2		2	
	コミュニケーションデザイン&アート演習	1・2		2	
	美術史演習	1・2		2	
	芸術計画演習	1・2		2	
理 論 領 域	芸術学特論	1・2		2	3 科目 6 単位以上 選択必修
	美術史特論	1・2		2	
	現代芸術とメディア	1・2		2	
	クラフトデザイン特論	1・2		2	
	芸術特講 1	1・2		2	
	芸術特講 2	1・2		2	
	デザイン学特講 1	1・2		2	
	デザイン学特講 2	1・2		2	

修了要件

1 修得すべき単位数

- | | |
|----------|--|
| (1) 研究領域 | 1 科目 10 単位選択必修
自主テーマによる研究及び修了研究 10 単位必修 |
| (2) 関連領域 | 2 科目 4 単位以上選択必修 |
| (3) 理論領域 | 3 科目 6 単位以上選択必修 |

合計 30 単位以上

2 修士論文（作品）審査及び最終試験合格

別表 第Ⅱ 授業科目及び単位数（第23条関係）
（デザイン研究科 デザイン専攻）

領 域	授 業 科 目	履修 年次	単 位 数		最低修得単位数
			必修	選択	
研 究 領 域	UNIT1 ヴィジュアルデザイン研究	1		10	1 科目 10 単位 選択必修
	UNIT2 メディアデザイン研究	1		10	
	UNIT3 ライフスタイルデザイン研究	1		10	
	UNIT4 3Dデザイン研究	1		10	
	UNIT5 クラフトデザイン研究	1		10	
	UNIT6 コンテンツビジネスディレクション研究	1		10	
	自主テーマによる研究及び修了研究	2	10		10 単位必修
関 連 領 域	ヴィジュアルデザイン演習	1・2		2	2 科目 4 単位以上 選択必修
	絵画技法演習 1	1・2		2	
	絵画技法演習 2	1・2		2	
	映像表現演習	1・2		2	
	コミュニケーションデザイン&アート演習	1・2		2	
	デザインプロセス演習	1・2		2	
	プロダクトデザイン演習	1・2		2	
	スペースデザイン演習	1・2		2	
	クラフトデザイン演習	1・2		2	
	コンテンツビジネスディレクション演習	1・2		2	
	地域プロジェクト演習	1・2		2	
	意匠計画演習	1・2		2	
理 論 領 域	ヴィジュアルデザイン特論	1・2		2	3 科目 6 単位以上 選択必修
	メディアデザイン特論	1・2		2	
	現代芸術とメディア	1・2		2	
	生活デザイン特論	1・2		2	
	プロダクトデザイン特論 1（エルゴノミクス論）	1・2		2	
	プロダクトデザイン特論 2 （エコロジーとバリアフリーor 製品企画論）	1・2		2	
	スペースデザイン特論	1・2		2	
	クラフトデザイン特論	1・2		2	
	コンテンツビジネスディレクション特論	1・2		2	
	デザイン学特論	1・2		2	
	デザインリテラシー特論	1・2		2	
	芸術特講 1	1・2		2	
	芸術特講 2	1・2		2	
	デザイン学特講 1	1・2		2	
	デザイン学特講 2	1・2		2	

修了要件

1 修得すべき単位数

- | | |
|----------|--|
| (1) 研究領域 | UNIT1～6より1科目10単位選択必修
自主テーマによる研究及び修了研究10単位必修 |
| (2) 関連領域 | 2科目4単位以上選択必修 |
| (3) 理論領域 | 3科目6単位以上選択必修 |

合計 30 単位以上

2 修士論文（作品）審査及び最終試験合格

別表 第Ⅱ 授業科目及び単位数（第23条関係）
（音楽研究科 声楽専攻）

科目	授 業 科 目	履修 年次	単位数		最低修得単位数
			必修	選択	
研究 領域 科目	声楽演奏研究	1	8		
	声楽特殊研究	2	8		
関連 演習 科目	声楽演習－1（日本歌曲）	1・2		2	3科目 6単位以上 選択必修
	声楽演習－2（ドイツリート）	1・2		2	
	声楽演習－3（英語歌曲または宗教曲）	1・2		2	
	声楽演習－4（オペラ）	1・2		2	
	舞台言語表現演習	1・2		2	
基 礎 科 目	外国語研究（英語）	1・2		2	3科目 6単位 選択必修
	外国語研究（伊語）	1・2		2	
	外国語研究（独語）	1・2		2	
	楽曲分析研究－1（古典・ロマン派作品）	1・2		2	
	楽曲分析研究－2（対位法的作品）	1・2		2	
	楽曲分析研究－3（近代作品）	1・2		2	
	音楽学特論－1	1・2		2	
	音楽学特論－2	1・2		2	
	指揮法研究	1・2		2	2単位以上 選択履修

修了要件

1 修得すべき単位数

- (1) 研究領域科目 2科目 16単位必修
- (2) 関連演習科目 3科目 6単位以上選択必修
- (3) 基礎科目 3科目 6単位選択必修
- (4) 関連演習科目及び基礎科目のうちから2単位以上選択履修

合計 30 単位以上

2 修士論文又は修士演奏審査、最終試験合格

別表 第Ⅱ 授業科目及び単位数（第23条関係）
（音楽研究科 器楽専攻）

科目	授 業 科 目	履修 年次	単位数		最低修得単位数
			必修	選択	
研究領域科目	ピアノ演奏研究	1		8	1 科目 8 単位 選択必修 16 単位
	電子オルガン演奏研究	1		8	
	弦楽器演奏研究	1		8	
	管楽器演奏研究	1		8	
	打楽器演奏研究	1		8	
	器楽演奏特殊研究	2	8		
関連演習科目	鍵盤楽器奏法演習－1	1・2		2	3 科目 6 単位以上 選択必修 2 単位以上 選択履修
	鍵盤楽器奏法演習－2	1・2		2	
	鍵盤楽器奏法演習－3	1・2		2	
	鍵盤楽器奏法演習－4	1・2		2	
	電子オルガン奏法演習－1	1・2		2	
	電子オルガン奏法演習－2	1・2		2	
	器楽合奏演習－1	1・2		2	
	器楽合奏演習－2	1・2		2	
	器楽合奏演習－3	1・2		2	
	作曲法（古典）特殊研究－1	1・2		2	
	作曲法（現代）特殊研究－2	1・2		2	
基礎科目	外国語研究（英語）	1・2		2	3 科目 6 単位 選択必修
	外国語研究（伊語）	1・2		2	
	外国語研究（独語）	1・2		2	
	楽曲分析研究－1（古典・ロマン派作品）	1・2		2	
	楽曲分析研究－2（対位法的作品）	1・2		2	
	楽曲分析研究－3（近代作品）	1・2		2	
	音楽学特論－1	1・2		2	
	音楽学特論－2	1・2		2	
	指揮法研究	1・2		2	

修了要件

1 修得すべき単位数

- | | | |
|----------------------------------|------------------------|---------|
| (1) 研究領域科目 | 選択必修 1 科目 8 単位、必修 8 単位 | 計 16 単位 |
| (2) 関連演習科目 | 3 科目 6 単位以上選択必修 | |
| (3) 基礎科目 | 3 科目 6 単位選択必修 | |
| (4) 関連演習科目及び基礎科目のうちから 2 単位以上選択履修 | | |

合計 30 単位以上

2 修士論文又は修士演奏審査、最終試験合格

別表 第Ⅱ 授業科目及び単位数（第23条関係）
（音楽研究科 音楽学専攻）

科目	授 業 科 目	履修 年次	単位数		最低修得単位数
			必修	選択	
研究領域科目	芸術文化創造研究－1	1		4	各研究領域科目より 4科目16単位選択必修
	芸術文化創造研究－2	1		4	
	芸術文化創造研究－3	2		4	
	修士特別研究（芸術文化創造）	2		4	
	音楽療法研究－1	1		4	
	音楽療法研究－2	1		4	
	音楽療法研究－3	2		4	
	修士特別研究（音楽療法）	2		4	
	アートマネジメント研究－1	1		4	
	アートマネジメント研究－2	1		4	
	アートマネジメント研究－3	2		4	
	修士特別研究（アートマネジメント）	2		4	
	作曲研究－1	1		4	
	作曲研究－2	1		4	
	作曲研究－3	2		4	
	修士特別研究（作曲）	2		4	
関連演習科目	芸術文化創造実践演習－1	1・2		2	3科目 6単位以上 選択必修
	芸術文化創造実践演習－2	1・2		2	
	音楽療法実践演習－1	1・2		2	
	音楽療法実践演習－2	1・2		2	
	アートマネジメント特別演習－1	1・2		2	
	アートマネジメント特別演習－2	1・2		2	
	作曲法（古典）特殊研究－1	1・2		2	
	作曲法（現代）特殊研究－2	1・2		2	
	管弦楽法研究	1・2		2	
	音楽コンテンツ表現演習	1・2		2	
基礎科目	外国語研究（英語）	1・2		2	3科目 6単位 選択必修
	外国語研究（伊語）	1・2		2	
	外国語研究（独語）	1・2		2	
	楽曲分析研究－1（古典・ロマン派作品）	1・2		2	
	楽曲分析研究－2（対位法的作品）	1・2		2	
	楽曲分析研究－3（近代作品）	1・2		2	
	音楽学特論－1	1・2		2	
	音楽学特論－2	1・2		2	
	音楽コンテンツ表現特論	1・2		2	
	指揮法研究	1・2		2	

修了要件

1 修得すべき単位数

- (1) 研究領域科目 4科目16単位必修 計16単位
 (2) 関連演習科目 3科目6単位以上選択必修
 (3) 基礎科目 3科目6単位選択必修
 (4) 関連演習科目及び基礎科目のうちから2単位以上選択履修

合計30単位以上

2 修士論文又は修士演奏審査、最終試験合格

別表 第Ⅱ 授業科目及び単位数（第23条関係）

（人間発達学研究科 子ども発達学専攻）

科目	授 業 科 目	履修 年次	単位数		最低修得単位数
			必修	選択	
基礎科目	子ども学特論	1	2		4 科目 8 単位必修
	幼児教育学特論	1	2		
	発達心理学特論	1	2		
	発達臨床学特論	1	2		
展開科目	子ども学特演	1		2	7 科目 14 単位以上 選択必修
	幼児教育学特演	1		2	
	教育学特論	1・2		2	
	教育学特演	1・2		2	
	表現活動特論	1・2		2	
	表現活動特演	1・2		2	
	子どもと音楽特論	1・2		2	
	子どもと音楽特演	1・2		2	
	子どもとアート特論	1・2		2	
	子どもとアート特演	1・2		2	
	子どもと自然特論	1・2		2	
	子どもと自然特演	1・2		2	
	子どもと算数特論	1・2		2	
	子どもと国語特論	1・2		2	
	子どもと英語特論	1・2		2	
	発達心理学特演	1		2	
	発達臨床学特演	1		2	
	子ども臨床実習Ⅰ	2		1	
	子ども臨床実習Ⅱ	2		1	
	認知発達特論	1・2		2	
	認知発達特演	1・2		2	
	児童福祉学特論	1・2		2	
	児童福祉学特演	1・2		2	
	情動・社会性の発達特論 1	1・2		2	
	情動・社会性の発達特論 2	1・2		2	
	言語発達支援特論 1	1・2		2	
	言語発達支援特論 2	1・2		2	
域研究 科目	子ども発達学特別研究Ⅰ	1	4		2 科目 8 単位必修
	子ども発達学特別研究Ⅱ	2	4		

修了要件

1 修得すべき単位数

- | | |
|------------|------------------|
| (1) 基礎科目 | 4 科目 8 単位必修 |
| (2) 展開科目 | 7 科目 14 単位以上選択必修 |
| (3) 研究指導科目 | 2 科目 8 単位必修 |

合計 30 単位以上

2 修士論文審査及び最終試験合格

別表 第Ⅲ-1-1 大学が独自に設定する科目（免許教科「美術」）（第34条関係）

（美術研究科 美術専攻）

科目 区分		授 業 科 目	単 位 数		履修方法等
			必修	選択	
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	絵画研究 日本画 制作研究		10	選択科目から 24単位 選択必修
		絵画研究 洋画 制作研究		10	
		造形研究 工芸 制作研究		10	
		同時代表現研究		10	
		美術文化研究 芸術学・美術史研究		10	
		自主テーマによる研究及び修了研究		10	
		絵画技法演習 1		2	
		絵画技法演習 2		2	
		映像表現演習		2	
		意匠計画演習		2	
		美術史演習		2	
		芸術計画演習		2	
		芸術学特論		2	
		美術史特論		2	
		クラフトデザイン特論		2	
		芸術特講 1		2	
		芸術特講 2		2	
		デザイン学特講 1		2	
		デザイン学特講 2		2	

別表 第Ⅲ-1-2 大学が独自に設定する科目（免許教科「工芸」）（第34条関係）

（美術研究科 美術専攻）

科目 区分		授 業 科 目	単 位 数		履修方法等
			必修	選択	
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	造形研究 工芸制作研究		10	選択科目から 24単位 選択必修
		同時代表現研究		10	
		自主テーマによる研究及び修了研究		10	
		映像表現演習		2	
		意匠計画演習		2	
		クラフトデザイン特論		2	

別表 第Ⅲ-2-1 大学が独自に設定する科目（免許教科「美術」）（第34条関係）
（デザイン研究科 デザイン専攻）

科目 区分	授 業 科 目	単 位 数		履修方法等
		必修	選択	
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	UNIT1 ヴィジュアルデザイン研究	10	選択科目から 24単位 選択必修
		UNIT2 メディアデザイン研究	10	
		UNIT3 ライフスタイルデザイン研究	10	
		UNIT4 3Dデザイン研究	10	
		UNIT5 クラフトデザイン研究	10	
		ヴィジュアルデザイン演習	2	
		映像表現演習	2	
		デザインプロセス演習	2	
		プロダクトデザイン演習	2	
		スペースデザイン演習	2	
		クラフトデザイン演習	2	
		地域プロジェクト演習	2	
		意匠計画演習	2	
		コミュニケーションデザイン&アート演習	2	
		ヴィジュアルデザイン特論	2	
		メディアデザイン特論	2	
		生活デザイン特論	2	
		プロダクトデザイン特論1 （エルゴノミクス論）	2	
		プロダクトデザイン特論2 （エコロジーとバリアフリーor 製品企画論）	2	
		スペースデザイン特論	2	
		クラフトデザイン特論	2	
		デザイン学特論	2	
		デザインリテラシー特論	2	
		芸術特講1	2	
		芸術特講2	2	
		デザイン学特講1	2	
		デザイン学特講2	2	

別表 第Ⅲ-2-2 大学が独自に設定する科目（免許教科「工芸」）（第34条関係）
（デザイン研究科 デザイン専攻）

科目 区分	授 業 科 目	単 位 数		履修方法等
		必修	選択	
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	UNIT5 クラフトデザイン研究	10	選択科目から 24単位 選択必修
		映像表現演習	2	
		クラフトデザイン演習	2	
		意匠計画演習	2	
		生活デザイン特論	2	
		クラフトデザイン特論	2	
		デザイン学特論	2	
		デザインリテラシー特論	2	
		デザイン学特講1	2	
		デザイン学特講2	2	

別表 第Ⅲ-3-1 大学が独自に設定する科目（免許教科「音楽」）（第 34 条関係）
（音楽研究科 声楽専攻）

科目 区分	授 業 科 目	単 位 数		履修方法等
		必修	選択	
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	声楽演奏研究	8	
		声楽特殊研究	8	
		声楽演習－１（日本歌曲）		2
		声楽演習－２（ドイツリート）		2
		声楽演習－３（英語歌曲または宗教曲）		2
		声楽演習－４（オペラ）		2
		舞台言語表現演習		2
		楽曲分析研究－１（古典・ロマン派作品）		2
		楽曲分析研究－２（対位法的作品）		2
		楽曲分析研究－３（近代作品）		2
		音楽学特論－１		2
		音楽学特論－２		2
		指揮法研究		2
				8 単位 選択必修

別表 第Ⅲ-3-2 大学が独自に設定する科目（免許教科「音楽」）（第 34 条関係）
（音楽研究科 器楽専攻）

科目 区分	授 業 科 目	単 位 数		最低修得単位数
		必修	選択	
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	ピアノ演奏研究		8
		電子オルガン演奏研究		8
		弦楽器演奏研究		8
		管楽器演奏研究		8
		打楽器演奏研究		8
		器楽演奏特殊研究	8	
		鍵盤楽器奏法演習－１		2
		鍵盤楽器奏法演習－２		2
		鍵盤楽器奏法演習－３		2
		鍵盤楽器奏法演習－４		2
		電子オルガン奏法演習－１		2
		電子オルガン奏法演習－２		2
		器楽合奏演習－１		2
		器楽合奏演習－２		2
		器楽合奏演習－３		2
		作曲法（古典）特殊研究－１		2
		作曲法（現代）特殊研究－２		2
		楽曲分析研究－１（古典・ロマン派作品）		2
		楽曲分析研究－２（対位法的作品）		2
		楽曲分析研究－３（近代作品）		2
		音楽学特論－１		2
		音楽学特論－２		2
		指揮法研究		2
				8 単位 選択必修

ピアノ、電子オルガン、弦楽器、管楽器、打楽器の各「演奏研究」のうち、いずれかを修得済みの者に限る。

別表 第Ⅲ-3-3 大学が独自に設定する科目（免許教科「音楽」）（第34条関係）
（音楽研究科 音楽学専攻）

科目 区分		授 業 科 目	単位数		履修方法等	
			必修	選択		
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	芸術文化創造研究－１		4	A	A～Dの 各研究領域 より３科目 12単位 選択必修
		芸術文化創造研究－２		4		
		芸術文化創造研究－３		4		
		音楽療法研究－１		4	B	
		音楽療法研究－２		4		
		音楽療法研究－３		4		
		アートマネジメント研究－１		4	C	
		アートマネジメント研究－２		4		
		アートマネジメント研究－３		4		
		作曲研究－１		4	D	
		作曲研究－２		4		
		作曲研究－３		4		
		芸術文化創造実践演習－１		2	6単位 選択必修	
		芸術文化創造実践演習－２		2		
		音楽療法実践演習－１		2		
		音楽療法実践演習－２		2		
		アートマネジメント特別演習－１		2		
		アートマネジメント特別演習－２		2		
		作曲法（古典）特殊研究－１		2		
		作曲法（現代）特殊研究－２		2		
		管弦楽法研究		2		
		楽曲分析研究－１（古典・ロマン派作品）		2	6単位 選択必修	
		楽曲分析研究－２（対位法的作品）		2		
		楽曲分析研究－３（近代 品）		2		
		音楽学特論－１		2		
		音楽学特論－２		2		
		指揮法研究		2		

別表 第Ⅲ-4-1 大学が独自に設定する科目（幼稚園教諭）（第34条関係）
（人間発達学研究科 子ども発達学専攻）

科目 区分		授 業 科 目	単 位 数		履修方法等
			必修	選択	
大学が独自に設定する科目	領域及び保育内容の指導法に関する科目	表現活動特論	2		4 単位必修
		表現活動特演	2		
	教育の基礎的理解に関する科目	子ども学特論	2		8 単位必修
		幼児教育学特論	2		
		発達心理学特論	2		
		発達臨床学特論	2		
		子ども学特演		2	12 単位 選択必修
		幼児教育学特演		2	
		教育学特論		2	
		教育学特演		2	
		発達心理学特演		2	
		発達臨床学特演		2	
		子ども臨床実習Ⅰ		1	
		子ども臨床実習Ⅱ		1	
		情動・社会性の発達特論 1		2	
		情動・社会性の発達特論 2		2	
		言語発達支援特論 1		2	
		言語発達支援特論 2		2	

別表 第Ⅲ-4-2 大学が独自に設定する科目（小学校教諭）（第34条関係）
（人間発達学研究科 子ども発達学専攻）

科目 区分		授 業 科 目	単 位 数		履修方法等
			必修	選択	
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	子どもと音楽特論		2	4単位 選択必修
		子どもと音楽特演		2	
		子どもとアート特論		2	
		子どもとアート特演		2	
		子どもと自然特論		2	
		子どもと自然特演		2	
		子どもと国語特論		2	
		子どもと算数特論		2	
		子どもと英語特論		2	
	教育の基礎的理解に関する科目	子ども学特論	2		6単位必修
		発達心理学特論	2		
		発達臨床学特論	2		
		子ども学特演		2	14単位 選択必修
		教育学特論		2	
		教育学特演		2	
		発達心理学特演		2	
		発達臨床学特演		2	
		子ども臨床実習Ⅰ		1	
		子ども臨床実習Ⅱ		1	
		情動・社会性の発達特論1		2	
		情動・社会性の発達特論2		2	
		言語発達支援特論1		2	
		言語発達支援特論2		2	